Deloitte.
デロイト トーマツ

各国・地域の税制概要とホットトピックス　シンガポール

令和3年度 経済産業省 委託事業
中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイトトーマツ税理士法人

2022年1月

MAKING AN IMPACT THAT MATTERS since 1845

目次

シンガポールの税制概要

法人税コンプライアンス	3
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税ーPE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16
ホットトピックス	17
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	19

シンガポールの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	21
LF/MFの概要	22
国別報告書の概要	23
最近の移転価格調査におけるトピックス	24
移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	25

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

シンガポールの税制概要

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

法人税コンプライアンス（1/2）

居住者であっても、シンガポール国内源泉及びシンガポールで受け取る所得のみが課税対象となり、申告書の作成・提出義務があるが、確定税額は税務当局が発行する賦課決定通知書により定められる。

法人所得税

居住者	居住地の判定は、**管理支配地主義**(事業の遂行に係る経営上の重要な意思決定がシンガポール国内で行われているか)が採用されている。
居住者の課税範囲	**シンガポール国内源泉所得**及びシンガポール国外源泉所得のうち、**シンガポールで受け取る（又は受け取るとみなされる）所得**
税率	**17%** なお、**少額所得については一部免税が適用**され、課税所得のうちSGD10,000までは75%の免税、次のSGD190,000に対しては50%の免税となっている。
課税年度	**原則、暦年。** ただし、**納税者が会計年度に基づき申告を行う場合**には、暦年に代えて、**適用することが認められている。** シンガポールでは、納税者から提出された資料に基づいてComptroller of Income Tax(CIT)が賦課決定するという**賦課課税制度**が採用されている。 会計年度が2022年1月1日から2022年12月31日までの法人の場合、**2022年12月31日に終了する会計年度に対して2023年に法人税の課税が行われる。**この場合、2022年は税務上基準年度をさし、2023年が賦課年度と呼ばれる。
申告納付期限	■ 決算日から**3か月**以内に**見積課税所得**　（estimated chargeable income; ECI）を申告 ■ 決算日の属する事業年度の**翌年11月30日までに電子申告により確定申告書**を提出 ■ 申告書の提出後、**税務当局より賦課決定通知書が発行**され、当該**賦課決定通知書の発行日から1か月以内に確定税額を納付**
確定申告における簡易手続の適用	■ 一定の要件(*)を満たす法人については、確定申告において**簡易申告（Form C-S)手続きを適用**することが認められる。 (*)一定の要件とは、以下のものが挙げられる。 ➢ シンガポールにおいて設立された法人であること ➢ 年間の売上がSGD5百万ドル以下である ➢ 法人の所得は、その全てが17%の税率で課税されるものに限られる ➢ グループリリーフ、外国税額控除等の適用がない ■ Form C-Sを採用する場合、申告書フォーマット内において限定的な財務情報を記入するなどすれば、**財務諸表、税金計算資料の提出が不要**となる。なお、Form C-Sが適用される場合であっても、確定納付額の決定はあくまでもCITの発行する賦課決定通知書に基づき確定し、納付期限も通常申告と同様に賦課決定通知書の発行日から1か月以内に納付が必要となる。
中間納付	■ **見積課税所得（ECI）の電子申告を期限内**に行う場合、当期納税額につき**分割納付を選択**できる。なお、**分割納付の回数は、**以下の通り、**電子申告を行うタイミングにより異なる。**

ECI電子申告の時期（事業年度終了の日以後）	分割納付回数
1か月	10
2か月	8
3か月	6

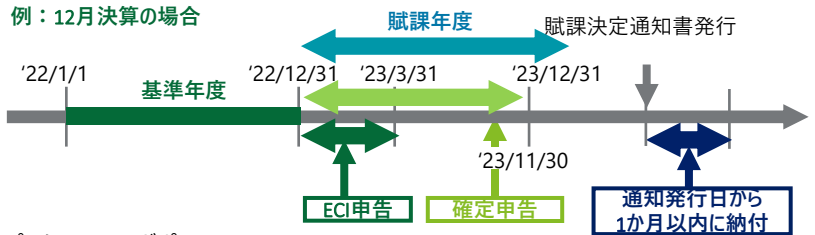

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

法人税コンプライアンス（2/2）

法人所得税（続き）

時効	原則、**賦課年度から4年**。ただし、不当行為等が行われている場合には、無期限となる。 例）2021年4月1日～2022年 3月31日を基準年度（2023年賦課年度）：原則時効は2027年12月31日 2022年1月1日～2022年12月31日を基準年度（2023年賦課年度）：原則時効は2027年12月31日
連結納税制度	■ グループリリーフ制度が設けられている。 シンガポールに複数のグループ法人を有する場合、これら**グループ法人全体を一の企業**として取扱い、**同グループ内に属する法人が保有する以下の欠損金等**の項目を**他のグループ法人の所得と通算**することが認められる。 ➢ 事業所得に係る繰越欠損金 ➢ 未控除減価償却費 ➢ 未控除寄付金 ■ ただし、損益通算を行うためには、以下の要件を満たさなければならない。 ➢ **シンガポールで設立された法人**であること ➢ 直接又は間接に**75％以上の株式を継続的に保有**していること ➢ グループ法人の**決算期が同じ**であること
税制改正	シンガポール所得税法は、毎年、所得税法改正法によって改正される。これは、主に年度予算案（通常は第１四半期）にて発表される税制案に基づき実施される。同改正法は、通常、その年の第4四半期に議会を通過し、規定の一部については遡及して施行日が設定される場合がある。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

1 **事業収入稼得**のために要した費用

2 **資本的支出**に関しては、Capital Allowance制度に基づき、**事業の用に供することが認められる**場合に限り、損金算入が認められる

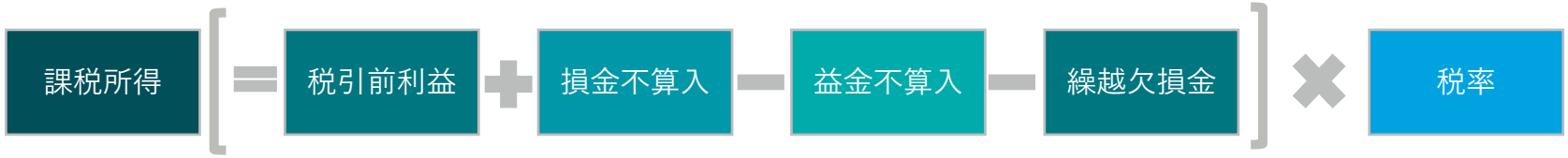

損金算入項目

■ 損金不算入 として、留意するべき項目の代表例

減価償却費等	**固定資産の取得に要した費用**は、**資本取引**に該当するとされており、**原則は、損金算入が認められない。**ただし、機械装置やプラント等の**一定の固定資産**については、税務上の**損金算入を一部認めている。**
	機械設備・器具備品 Section 19の定めにより、**初年度償却費（IA）及び年次減価償却費（AA）**は以下のように求められる。 IA = 取得価額の20% AA = 取得価額の80% / 耐用年数 なお、**Section 19Aの適用**が認められる場合、**即時償却もしくは3年償却**が認められる。

寄付金	原則、**損金不算入**となる。ただし、**2016年1月1日から2023年12月31日までに認定団体等に対して支払った寄付金**は、**支出額の250%相当額**を損金の額に算入することが認められる。
引当金	原則、**損金不算入**となるが、税務当局が**回収不能であると認める特定の債権に係る引当金**については、損金算入が認められる。
のれん	**のれんの取得費用**は、**損金不算入**となる。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

課税所得計算（2/3）

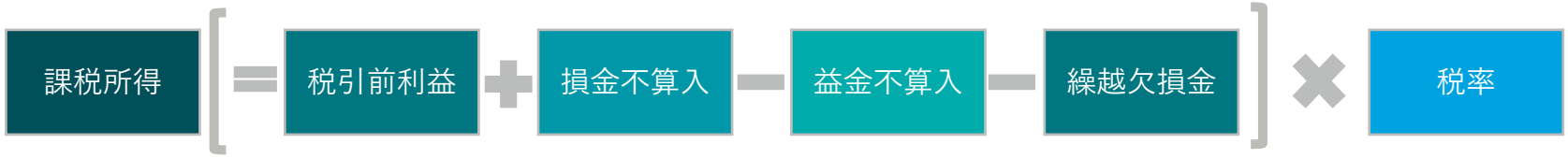

益金算入項目

■ 益金不算入 として、留意するべき項目の代表例

受取配当	■ **シンガポール居住者から**収受した受取配当金は、**課税の対象とならない。** ■ **外国源泉配当**（居住者がシンガポール国内で収受したとみなされる場合を含む）は、以下の要件等を満たす場合、**課税の対象とならない。** ➢ 当該外国の最高税率が**15**％以上であること ➢ 配当の源泉となる所得が当該**外国において課税されている**こと
キャピタルゲイン・ロス	■ シンガポールは、**損益取引から生ずるキャピタルゲインを除き**、課税の対象とならない。 実務上、キャピタルゲインが「損益取引」・「資本取引」のいずれに区分されるかは、**取引の事実関係**を考慮し、**納税者の取引時がいずれの取引であると意図していたかにより判断**されるのが一般的である。事実関係において考慮される項目として、当該譲渡資産の**保有期間、取引頻度**等が挙げられる。 ■ 特定期間における普通株式の譲渡により生じたキャピタルゲインの非課税措置（Section 13Z) 国内法(Section 13Z)の規定に基づき、法人が**2012年6月1日から2027年12月31日までに普通株式を譲渡することにより稼得したキャピタルゲイン**については、当該譲渡対象株式の**20％以上を譲渡**の直前から遡って**24か月以上継続**して譲渡者が保有している場合、**非課税**となる ■ 非課税対象となる譲渡取引に係る**キャピタルロス**については、**損金不算入**となる。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

課税所得計算（3/3）

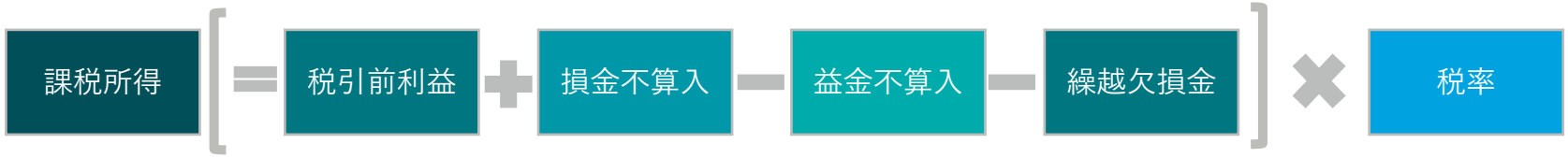

■ 繰越欠損金 について

欠損金等

繰越期限

■ 欠損金等の**未控除損金項目**は、以下の**3つに区分**され、各未控除損金項目は、**株主変動テスト**（当該欠損金が発生した事業年度終了の日及び当該欠損金の控除を行う事業年度開始の日等において50％以上の株主変更がないか）、**継続事業テスト**（一定期間事業の内容に変更がないこと）などの一定の要件を満たす限りにおいて、**繰り越すことが認められる。**

項目	繰越期限	充足要件	
		株主変動	継続事業
事業所得に係る過年度欠損金	無期限	必要	不要
未控除寄付金	5年	必要	不要
未控除減価償却費	無期限	必要	必要

繰戻し

■ 上記未控除損金項目のうち、事業所得に係る**過年度欠損金及び未控除減価償却費**については、上記要件を充足する場合に限り、**1事業年度のみ繰り戻し**を行うことが認められる。ただし、**控除限度額**は、SGD100,000が上限とされる。

■ コロナ対策として、**2021年賦課年度**においては、**直前の3賦課年度まで**上述の繰り戻しが認められる。

■ 税率 について

税率

17%
なお、少額所得については一部免税が適用され、**課税所得のうちSGD10,000までは75%の免税**、次の**SGD190,000に対しては50%の免税**となっている。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

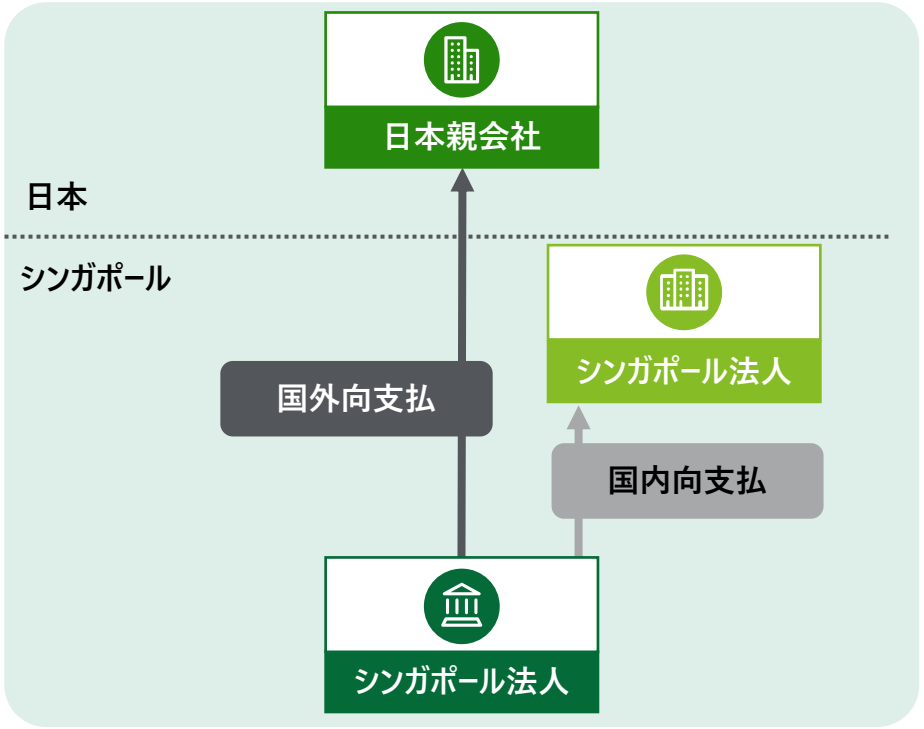

所得＼受領者	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	0%	15%	**10%**
配当	0%	**0%**	5/15%(*)
使用料	0%	**10%**	10%

(*)配当が支払われる日の属する**事業年度終了の日から遡って6か月**継続して議決権のある株式の**少なくとも25%を保有**している場合、5%の制限税率が適用され、**それ以外**の場合は15%が適用される。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点

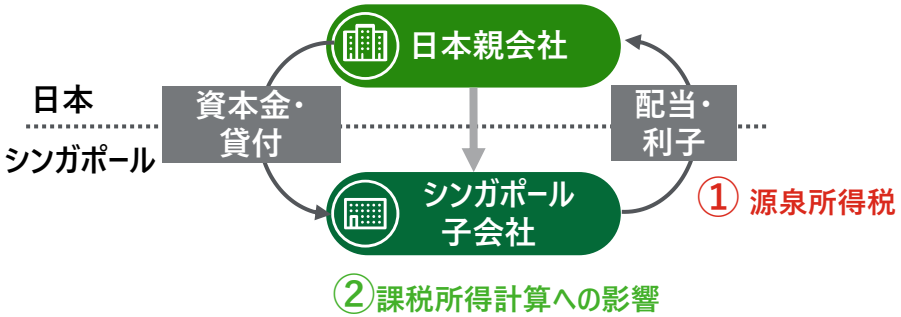

① 源泉所得税　日本親会社

シンガポール国内法上、シンガポール法人から非居住者に対して支払われる配当は、**源泉所得税の対象とならない**。一方で、支払利息については、**国内法に基づき15%**の源泉所得税が課される。ただし、**日・シンガポール租税条約の適用が認められる**場合（IRASに対して居住者証明を支払があった日の次の年の3月31日までに提出する必要がある。）に、**10%に軽減**されることとなる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	10%(*)

(*)租税条約の制限税率を記載。

② 課税所得計算への影響　シンガポール子会社

利子に係る損金性の判断は、原則、**その借入の目的**により行われる。

当該借入が、**事業の用に供する固定資産の取得などのように事業収入を獲得するために行われるもの**である場合、当該借入に係る支払利息は、**損金算入が認められる**。一方、**資本取引に関連する借入については、損金算入が認められない**。

なお、シンガポールにおいては、**過少資本税制は導入されていない**。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税

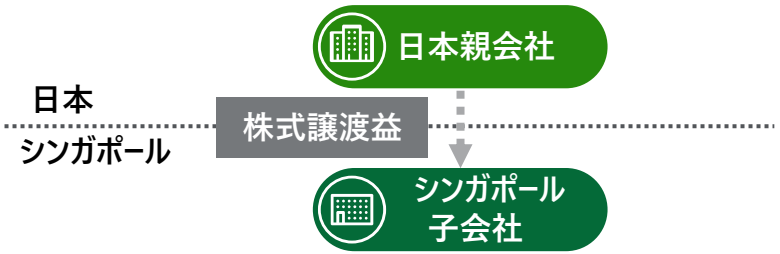

■ シンガポールにおけるキャピタルゲイン課税　日本親会社

日本親法人を含むシンガポール非居住者によるシンガポール法人株式の譲渡により生じたキャピタルゲインは、**当該取引が資本取引の性質を有するものと認められる限り**において、シンガポールにおいて**課税の対象とならない。**

- 取引が資本取引に該当するかの判定は、通常、下記等の要因が考慮される。
  - 対象資産
  - 資産の保有期間
  - 取引の継続性・頻度
  - 資金調達目的か否か
  - 売却理由

清算時の残余利益に対する課税

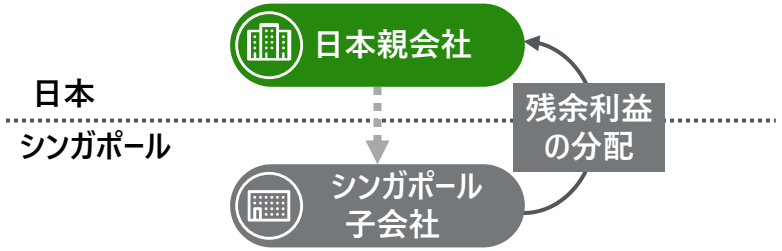

■ シンガポールにおける配当課税の有無　日本親会社

清算による残余財産の分配は、課税の対象とならない。残余財産の分配は、資本の払戻し及び 投資利益の回収であり、**投入資本額を超える分配**が生じた場合であっても、当該差額は、**資本取引により生じた益に該当し、課税の対象とならない。**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

課税所得の範囲や法人所得税適用税率等を比較するところ、税務の観点から大きな差異がないことから、事業目的や法務面等において差異が生じるかを確認することが推奨される。

	子会社 （現地法人）	支店
課税所得の範囲	**シンガポール国内源泉所得**及び シンガポール国外源泉所得のうち、**シンガポールで受け取る（又は受け取るとみなされる）所得**	**シンガポール国内源泉所得**及び シンガポール国外源泉所得のうち、**シンガポールで受け取る（又は受け取るとみなされる）所得**
法人所得税適用税率	17% なお、少額所得については一部免税が適用され、課税所得のうちSGD10,000までは75%の免税、次のSGD190,000に対しては50%の免税となっている。	17% なお、少額所得については一部免税が適用され、課税所得のうちSGD10,000までは75%の免税、次のSGD190,000に対しては50%の免税となっている。
申告手続き	決算日の属する事業年度の**翌年11月30日**までに**電子申告**により確定申告書を提出	決算日の属する事業年度の**翌年11月30日**までに**電子申告**により確定申告書を提出
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

社会保険については、シンガポール国籍及び永住者に対して加入の義務があるため、出向者等であれば、社会保険の加入は必要ないが、雇用に係るその他の税金等については、対応する必要がある。

従業員の雇用に係るコスト等	**社会保険** ■ **シンガポール国籍**もしくは**永住者**を有する雇用主及び従業者は、**中央積立基金拠出金**（Central Provident Fund; CPF）へ給与の一定額を拠出しなければならない。雇用者は従業員に代わり、**月次でCPF拠出金を納付**する義務がある。 ■ 例えば、55歳までの従業員負担分は、給与に対して20％を上限とし、雇用者負担分は、給与の17％と定められている。なお、拠出額の上限は、月次でSGD 6,000、年次でSGD102,000と定められている。 **税金** ■ **技能開発税**(Skill Development Levy; SDL)： 雇用主は**全従業員を対象**に月額報酬の**0.25％**(月額給与上限はSGD4,500)及び**SGD2**のいずれか**高い**金額を納付しなければならない。 ■ **外国人雇用税**(Foreign Worker Levy; FWL)： **労働許可書**又は**S Pass保有者**である外国人労働者を雇用する雇用主は、**一種の口座自動振替サービス**(General Interbank Recurring Order; GIRO)を利用し、**月次**でFWLを支払わなければならない。FWLの納付額は、**産業別、従業員の技術レベル**等により、算定される。
印紙税	■ 印紙税の対象となる文書は、紙ベース・電子ベース含め、**株式及び不動産関連取引**に係るものに限られる。 ■ 例えば、株式の取得がある場合、実際の取引価額もしくは市場価額のいずれか高い金額の0.2％が課される。
固定資産税	**シンガポールに所在する固定資産**について、所有する不動産の**年間評価額に一定の税率**を乗じた金額が課される。**事業用不動産の場合、一律10％**の税率が適用される。

GST	税率	標準税率は**7％**（**2022年～2025年のいずれかの時点**で**9％へ引き上げ**予定。）
	課税対象取引	国内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入
	納税義務者	年間の課税売上高が**SGD100万以上**の者（もしくはSGD100万以上となることが見込まれる者）は**GST登録する義務**を負う。 なお、年間課税売上高が**SGD100万を超えない**場合であっても、**任意のGST登録**の実施が認められており、一度登録を行った場合、**2年間は継続**して課税事業者の適用を受けなければならない。
	課税期間	原則、**毎四半期**ごと（ただし、**6か月ごと**又は**1か月ごと**への変更が可能）
	申告期限及び納付期限	申告・納付期限は、**各課税期間終了の日の末日から1月**以内。
	インボイス制度	あり
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	**全世界ベース**での**年間売上がSGD100万**を超え、かつ、**シンガポール国内の消費者**に対して行われる**デジタルサービス**の年間の売上が**SGD10万を超える国外事業者**は、GSTの国外事業者登録を行う義務を負う。	

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

法人課税にかかる各種優遇税制措置（1/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
国際統括本部 International Headquarters Award (IHQ)	グローバル統括事業をグループ会社に対して行う会社	■ **統括業務**から生じる所得につき、**課税の免除**もしくは、**5%又は10%の軽減税率**の適用が認められる。
金融財務センター Finance and treasury center (FTC)	シンガポール国内に設立された法人で、関連会社に対し、資金調達などのファイナンスサービスを提供する会社	■ **金融財務活動**に係る所得につき、**8%の軽減税率**が適用される。金融財務サービスとは、**国際的なファンドマネジメント**や**資金調達**、これに関連するアドバイザリーサービスや**経済・投資関連情報のリサーチ、与信管**理その他これに関連する事務手続き等をいう。 ■ **海外金融機関等への支払利息**については、**認定活動に基づく借入**に基づくものである場合において、**源泉所得税が免除**される。
グローバルトレーダープログラム Global Trader Programme (GTP)	国際的企業で、認定製品に係る国際取引についての調達、供給、輸送等を行う会社	■ GTP認定企業は**商品取引、仲介等の所定の取引**から生じる所得につき、**5%又は10%の軽減税率**の適用が認められる。
認定国際海運会社 Maritime Sector Incentive (MSI) – Singapore Registry of Ships (MSI-SRS) and Approved International Shipping Enterprise (MSI-AIS) Award	シンガポールに拠点を有する特定の国際海運会社	■ **5年**又は**10年**にわたり、**海運による特定の所得**につき、**課税が免除**される。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

法人課税にかかる各種優遇税制措置（2/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
海運関連支援サービスアワード Maritime Sector Incentive – Shipping Related Support Services (MSI-SSS) Award	シンガポールに拠点を有する特定の海運関連支援サービス会社	■ **海運関連支援サービス**による所得に対して、**10%の軽減税率**が適用される。優遇措置の期限は**5年**間とされている。
知的財産開発インセンティブ Intellectual Property Development Incentive (IDI)	シンガポール国内での試験研究活動により開発された適格知的財産を商業利用する法人	■ **シンガポールで取得された適格知的財産の商業利用**等により稼得された一定の所得に対して、**5%又は10%の軽減税率**が適用される。優遇措置の期限は**10年**間とされている。

項目	優遇措置内容
パイオニア優遇制度/開発・拡張優遇制度 Pioneer Certificate Incentive (PC) / Development and Expansion Incentive (DEI)	■ **認定事業活動から稼得する所得**につき、**法人所得税の免除もしくは5%又は10%の軽減税率**が適用される。優遇措置の期限は、原則、最高**5年**とされている。
投資控除 Investment Allowance (IA)	■ **認定資本支出**について、**一定の割合に基づき償却**が認められる。
総合投資控除 Integrated Investment Allowance (IIA)	■ 認定プロジェクトに関して**海外に設置する生産設備に関連した資本支出**について、**一定の割合に基づき償却**が認められる。
土地の集約化に関する減価償却 Land Intensification Allowance (LIA)	■ 適格認定を受けた**建物、構築物の建設、改修、拡張のために要した費用**について、**初年度**については、**25%**の償却と**次年度以降**は、年次で**5%の償却**が認められる。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

PE課税ーPE類型

PEの種類

支店PE

① 事業の管理の場所
② 支店
③ 事務所
④ 工場
⑤ 作業場
⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人

シンガポールのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

6カ月を超える期間存続する建設工事現場もしくは建設もしくは据付工事又はこれらに関連する監督活動

MLI条約の署名：
日本：2019年1月1日に発効
シンガポール：2019年4月1日発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用
なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

GST調査を除き、税務調査官が各法人に実地調査に出かけることはほとんどない。一方、税務当局から申告内容に係る質問状が送付されてくるケースが多く、これらの対応に期間を要するため、申告の確定までに時間を要する。

紛争解決手続き及びプロセス

異議申立に係る必要情報・最終連絡日から**6か月以内**に決定を下すことが求められる。ただし、**6か月を超えることが見込まれる**場合、納税者に対し、決定見込時期が伝えられる。

税務当局

税務申告書の提出 → 賦課決定通知書の発行 → 異議申立書の提出（納税者） → 異議申立内容の確認と決定（税務当局）

納税者側

賦課決定
通知書発行日から
2か月（法人所得税）
1か月（GST）**以内に、異議申立て**を行う。

異議申立内容の確認と決定（税務当局）から：

- 納税者の修正内容を税務当局が拒否 → 租税裁判所へ控訴 → 高等裁判所へ上告 → 税務当局の査定を最終税額とする / 税務当局が査定を修正し、納税額を調整
- 納税者の修正内容を税務当局が受入 → 査定を修正し、納税額を調整

納税者側

納税者は、CIT（Comptroller of Income Tax;税務当局）からの書面通知による決定の日から**3か月以内**（**法人所得税**）、**30日以内**（GST）に修正内容に合意しない旨を申し出なければならない。納税者からの通知がない場合、修正を受け入れたものとしてみなされる。

■ 税務調査

所得税法上税務当局には立入調査権が認められているが、**税務調査官が各法人に実地調査に出かけることは、GSTの調査を除き、ほとんどない。**申告書等に疑義がある場合には、**通常は書面による質問状**が税務当局から送付され、それに各法人又は税務代理人である会計事務所が**書面で返答し**、疑問点を解決するという形態がとられている。結果的に税務当局と税務代理人との間で**何回も文書のやり取りが行われる**場合があり、**疑問点の解決や申告の確定に時間を要する**一因となっている。

■ 税務当局の名称：シンガポール内国歳入庁（The Inland Revenue Authority of Singapore; IRAS) https://www.iras.gov.sg

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ホットトピックス（1/2）

シンガポールでは、様々な税制面での優遇措置制度が設けられているが、第2の柱の導入を見据えて、今後の優遇制度の存続が不透明であるため、進出の検討等の場面において、優遇措置の適用可否等について十分考慮する必要がある。

01	**居住者証明発行申請に係る審査の厳格化**	論点	■ **居住者証明発行にあたり、実体要件が厳しく審査される傾向にある。** シンガポールでは、特定の役割のみを果たすためだけに設立された**特定目的会社（SPC）を利用したスキームが散見される**が、SPCの中には**実体のない、いわゆるペーパーカンパニーであるケース**がある。 この点、**租税条約の適用には、居住者証明の発行が必要**となることがあるが、シンガポール税務当局は、上記のような**実体のない会社による租税回避行為を防止する目的から、居住者証明の発行手続きを厳格化**する傾向にある。例えば、**シンガポール国内で取締役会開催の有無、現地役員・主要な役職を有する従業員の有無、シンガポールで実体のある事業を行う兄弟会社の有無**等を詳しく確認すること等が考えられる。
02	**将来の優遇税制制度の不透明性**	論点	■ **優遇税制の維持に関する不透明性が今後の投資判断に影響にする可能性に留意が必要である。** OECD加盟国を中心とする国々において、最低法人税率の導入（いわゆる「第2の柱」）についてその枠組みが合意された。第2の柱は、いわば他国が一時的に課税権を行使しない場合や実効税率が低い場合に自国で課税しなおす権利を与えるルールである。 **シンガポールは外国企業の誘致や産業振興を図る目的から各種のインセンティブ措置が規定**されており、シンガポール国内での**税率負担は著しく軽減**される場合がある。一方、**第2の柱が導入される場合**、シンガポール国内の優遇措置が適用がされても、投資家の所在する国において最低税率を基づき課税を受けることになると、**シンガポールでの優遇措置のメリットが減少**することとなる。なお、第2の柱の適用対象法人の閾値は連結総収入額が7億5,000万ユーロになると考えられるため、企業規模により適用対象となる法人は限定されるが、第2の柱の合意を受け、**シンガポール国内では、優遇制度の存続意義に関して議論**されており、**税制面での優遇措置が廃止される可能性**を含め、今後の動向について注視する必要があると思われる。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

ホットトピックス（2/2）

GST調査が積極的に実施されており、追徴された場合のインパクトも大きいことから、コーポレートガバナンス強化プログラムに参加する納税者も多くみられる。

03

GSTに関する税務調査強化と
コーポレートガバナンス強化キャンペーン
実施に伴うGST追徴に係る軽減オプション

論点

■ **GSTに関する税務調査効果とコーポレートガバナンス強化キャンペーンの実施**

GSTは今後2022年-2025年の間で、その税率が7％から9％に引き上げられる予定である。GSTは仮にミスがあった場合、取引の累積額によるため、調査1件あたりの追徴税額がその他の税目よりも大きくなる傾向にあるため、調査では、この点が重点的に確認されている。

なお、現在税務当局は、税務調査通知時にGST Assisted Compliance Assurance Program (ACAP)というGST納税額計算を適切に行うための内部統制システム構築を推奨するプログラムへの参加をオプションとして提示するケースがある。当該プログラムの参加に応じた課税事業者は、適切な外部専門家からGSTコンプライアンスの適正性に関する証明を取得すること等が求められ、要件を充足することで、仮に過去のGST納税額計算に誤りがあった場合であっても、一定期間内に発生すべき延滞税が免除されるなどの特典が付与される。

04

優遇税制適用の対象となる所得の
計算において留意すべき項目

－コーポレート費用の配賦

論点

■ **ITシステム費用などの親会社から配賦された役務提供費用の損金性について否認されるケースが散見されている。**

シンガポールは属地主義を採用しており、主にシンガポール国内源泉所得がシンガポールにおいて法人税課税の対象となる。

シンガポール国内源泉所得の計算上、損金の額に算入される費用で、かつシンガポール国内・国外源泉所得の稼得のために共通して発生した費用（例えば、人件費や親会社を含む関連者から配賦されるITシステム費用や役務提供費用）については、実際に役務の提供を受けている実体がない、もしくは費用の配賦が適切でないなど税務調査で指摘を受けるケースが散見されている。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
法人所得税関連	施行済み	コロナ対策として、2021年賦課年度の欠損金繰戻還付は、**直前の3事業年度まで繰り戻す**ことが認められる。ただし、控除限度額は、SGD100,000 を上限とされる。
	施行済み	2021年賦課年度及び2022年賦課年度に取得したプラント・機械装置等固定資産の**2年の加速度償却**の選択が可能
	施行済み	2021年賦課年度及び2022年賦課年度に支出した修繕費用については、3年均等償却に代えて**即時償却を選択**することが可能
	施行済み	居住地判断に伴う特別措置 コロナ感染に伴う渡航の制約があったために取締役会をシンガポール国内で開催できなかった法人であっても、2021年賦課年度及び2022年賦課年度においては、一定の条件を満たす場合には**シンガポール居住者として認められられる。** シンガポール国内法に基づくPE認定の宥恕措置 コロナ感染に伴い、非居住者企業の従業員が帰国できず、結果的にシンガポール国内での滞在が長期間に及ぶことになった場合であっても、一定の条件を満たす場合には**シンガポールでのPE認定を行わない。**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

シンガポールの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

移転価格税制の概要

01 **移転価格税制導入時期**
2006年（2010年所得税法第34D条により法制化）

02 **関連者の定義**
実質支配基準（持株比率等の定量基準なし）

03 **移転価格調査の時効**
賦課年度終了後4年

04 **独立企業間価格の算定方法**
（**棚卸資産取引**）
- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められ、**最も適切な移転価格算定方法を選択**することが求められる
- **実務上はTNMM又はCUPを好む傾向**にある

（**無形資産取引**）
- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められれ、**最も適切な移転価格算定方法を選択**することが求められる
- **実務上はTNMM又はCUPを好む傾向**にある

（**役務提供取引**）
- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められれ、**最も適切な移転価格算定方法を選択**することが求められる
- **実務上はTNMM又はCUPを好む傾向**にある

（**資金賃借取引**）
- CUP/CP/RP/PS/TNMM/その他の方法が認められれ、**最も適切な移転価格算定方法を選択**することが求められる
- **実務上はCUPを好む傾向**にある

05 **日本とのAPA/MAPの適用可能性**
- 日本との租税条約の有無：**あり**（発効日：1995年4月28日）
- 実務上の適用可能性：**あり**（東南アジア諸国で最も豊富な経験を有している）

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

LF/MFの概要

ローカルファイル（LF）の概要

①**作成義務対象者**
- ■ **シンガポール法人**、または**シンガポールに恒久的施設（PE）を有する外国法人**
- ■ **総収入がSGD1,000万を超え**、関連者間取引の**種類毎の合計額が一定額**（**棚卸資産取引およびローン取引**は**SGD1,500万**、**その他**の取引は**SGD100万**）**を超える**場合
- ■ **前事業年度に文書化作成義務があり**、関連者間取引の**種類毎の合計額が一定額**（棚卸資産取引およびローン取引は**SGD1,500万、その他**の取引は**SGD100万**）**を超える**場合

②**作成期限**
- ■ **法人税申告期限**（事業年度終了の翌年11月末日）

③**提出期限**
- ■ 税務当局の要求から**30日以内**

④**作成言語**
- ■ **英語**

⑤**罰則**
- ■ 違反毎に最大**SGD10,000**の罰金

マスターファイル（MF）の概要

①**作成義務対象者**
- ■ **未導入**（ただしLFにおいてグループレベル情報としてMFに類似する項目の記載が求められる）

②**作成／提出期限**
- ■ **未導入**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

国別報告書の概要

国別報告書（CbCR）の概要

（セカンダリーファイリング*の場合のみ）

①作成義務対象者
- ■ セカンダリーファイリングに関する規定なし

②提出期限／作成期限
- ■ N/A

③罰則
- ■ N/A

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否
- ■ N/A

*究極の親会社の所在する国においてCbCRに係る法令が整備されていない場合、当該構成会社がその所轄税務当局を通じてCbCRを提出すること

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

最近の移転価格調査におけるトピックス

01 **現地側課税事例の傾向**

論点

- **2016年関連取引開示フォーム（”RPT Form”）**の導入、**2018年移転価格文書化の法令化、サーチャージの導入**などによって**国外関連取引に係るコンプライアンスが強化**されている
- これに伴う現場での執行では、**IRASからの質問状（”CITQ”）において国外関連取引に係る内容確認、損金の妥当性などに係る質問、移転価格文書の提出要請が増加**している。さらに、従来”TP Consultation”と呼ばれる移転価格調査から、2021年移転価格ガイドラインの改定（第6版）によって”TP Audit”に名称変更されたが、ガイドライン改定前から**大規模法人を中心にTP Auditが行われており**、直接的な国外関連取引はもちろんのこと、**バリューチェーン全体の中でシンガポール法人が果たす機能リスクに着目した質問**も多くみられる
- 移転価格調査の対象となる**リスクが高い企業**の例
  - **関連者間取引高が多い、国外への支払額が多い、低税率国に所在するグループ会社**との**取引高が多い**場合
  - **連続した赤字、低利益率、年度ごとの利益率の変動が激しい**場合
  - **商流の変更**や**事業の特性（機能/リスク/資産）の変更**が行われた場合
  - **地域統括会社**（商流のハブ、地域統括サービス提供、無形資産保有等）/ **優遇税制を享受している会社** 等々
- 移転価格調査の対象となる**リスクが高い取引**の例
  - **ロイヤリティ**取引、**グループ内役務提供**取引、**グループ内金融**取引
  - **比較対象取引が容易に確認可能**な取引
  - **移転価格ポリシーと実績値に大きな乖離がある**取引 等々

02 **対応方法についての助言**

論点

- 移転価格文書作成過程で、**TPリスクを特定、リスク低減ファクター**を検討し、将来的なTP調査に向けた戦略的な対応を検討する
- **TP専門家と協業し、関与度合いを増やす**
- ナショナルスタッフや日本人マネジメントの**専門知識習得を目的としたワークショップ**などの開催を増やす (十分な関連知識を持ち合わせていない方は特に)
- **日本本社・マネジメント・RHQ**（その他統括拠点）との**連携を強化**する
- **リスクエリアに対しては補足分析**や**ディフェンスペーパーを準備**する

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

税務当局における税務調査の状況の変化	■ IRASは**2020年9月COVID-19に係る移転価格ガイダンスを公表**した ■ COVID-19の影響を受けた**20年3月期の法人税申告及び移転価格文書化の期限が2021年11月末に到来**するため、**当該取扱いに係る議論は、今後増加**するものと想定される ■ IRASからの**質問・調査を前提として事前準備**が必要である
APA審査・協議対応の変化	■ 上記COVID-19に係る移転価格ガイダンスにおいて、IRASは以下のように述べている ➢ COVID-19による**重大な影響がない企業**については、**APAの新規申請・更新、審査・交渉中、既存のAPAのいずれにおいても影響がない** ➢ ただし、COVID-19による**重大な影響を受けている企業**について、**新規・更新を検討する企業は申請延期を含めた検討を推奨**しており、審査・交渉中の企業で機能リスクの変更などがある場合は**早急にIRASへ通知する**などの対応が必要で、**既存のAPAについてはその影響について分析し、重要な前提条件に抵触する場合、IRASに提示することが必要** ■ 実務においては、**IRASは引き続きオープンな立場であり、柔軟に議論する姿勢**をみせている
現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）	■ 上記**COVID-19に係る移転価格ガイダンス**において、IRASは以下のように述べている ➢ LFにおいて、COVID-19がどのような影響をその業界、納税者に与えたかについて**定性的かつ定量的な説明・分析を行い、記載すること** ➢ **2021年賦課年度（YA2021）の1年度に限り**、IRASへの**事前問い合わせなしで複数年度検証を適用することが可能**であること ■ **2021年11月末に期日を迎える移転価格文書**（例：2020年3月期）について**上記検討が必要**である

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email： info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トゥシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited